

板橋区一般職員勸奨退職実施要綱

(平成 8 年 12 月 24 日区長決定)

改正 平成 9 年 3 月 25 日

改正 平成 10 月 3 月 31 日

改正 平成 11 年 3 月 10 日

改正 平成 13 年 8 月 30 日

改正 平成 14 年 10 月 17 日

改正 平成 21 年 3 月 31 日

改正 令和 3 年 3 月 31 日

改正 令和 5 年 8 月 10 日

(目的)

第1条 人事の刷新と行政能率の向上を図ることを目的とする。

(勸奨退職の対象者)

第2条 対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 会計年度の末日の年齢が、50 歳以上 55 歳未満で、退職の日における勤続期間が 25 年以上の者
- (2) 会計年度の末日の年齢が、55 歳以上 58 歳未満で、退職の日における勤続期間が 20 年以上の者
- (3) 会計年度の末日の年齢が、58 歳以上の者

(対象除外者)

第3条 前条の規定による対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、勸奨退職の対象者から除外する。

- (1) その者の非違による勸奨を受けて退職する場合
- (2) 区長が勸奨退職に該当すると承認しない場合

(勤続期間)

第4条 勸奨退職の算定の基礎となる勤続期間は、職員の退職手当に関する条例（昭和 35 年板橋区条例第 11 号）第 11 条第 1 項から第 5 項の規定に基づき算定された退職手当の算定の基礎となる勤続期間と同様とする。

(退職発令日)

第5条 退職の発令日は、年度の末日とする。

2 前項の規定にかかわらず、区長が特段の事情があると認める者については、別途指定する日とする。

(名誉昇給)

第6条 名誉昇給は「職員の名誉昇給等に関する基準について」（昭和 53 年 4 月 1 日付 53 特人委第 7 号）に定めるところによる。

(退職手当)

第7条 「職員の退職手当に関する条例」（昭和 35 年板橋区条例第 11 号）第 6 条及び第 7 条の 3 の定めるところによる。

(適用の申請)

第8条 勸奨退職しようとする者は、退職願（第1号様式）を区長へ提出する。

(決定)

第9条 前条の規定による申出があったときは、区長は承認の是非を決定し、申出者に通知する。

(その他)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、総務部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成8年12月25日から施行する。
- 2 平成7年度一般職員勸奨退職実施要綱は廃止する。
- 3 平成14年10月31日から平成15年3月31日までの間に限り、第2条の適用については、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 会計年度の末日の年齢が、45歳以上50歳未満で、退職の日における勤続期間が20年以上の者
 - (2) 会計年度の末日の年齢が、50歳以上55歳未満で、退職の日における勤続期間が20年以上の者
 - (3) 会計年度の末日の年齢が、55歳以上58歳未満で、退職の日における勤続期間が20年以上の者
 - (4) 会計年度の末日の年齢が、58歳以上60歳未満の者
- 4 前項に規定する者にかかる退職手当については、第6条に定めるところによるほか、「職員の退職手当に関する条例」付則第5項に定めるところによる。

付 則

この一部改正は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成13年9月30日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成14年10月31日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和5年8月10日から施行する。